

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                       |
|-------|----------------------------|
| 2     | 地方税の賦課徴収又は調査に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯山市は、地方税の賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

飯山市長

## 公表日

令和7年3月10日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 地方税の賦課徴収又は調査に関する事務   |
| ②事務の概要   | 地方税法に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に対して、税額を計算し、賦課する。また、賦課額に基づき、課税対象者に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。  |
| ③システムの名称   | 個人住民税システム、申告相談システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険(賦課)システム、収滞納管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |  |
| 賦課情報ファイル、申告情報ファイル、車輌情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用   |  |
| 法令上の根拠   | ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条<br>・番号法第9条第3項<br>・番号法第19条第8号   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |  |
| ①実施の有無   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠  | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令表第2条の表(情報提供の根拠)<br>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>(1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173)<br>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |  |
| ①部署  | 総務部税務課   |
| ②所属長の役職名   | 税務課長   |
| 6. 他の評価実施機関  |  |
|  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先  | 飯山市総務部庶務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |  |
| 連絡先  | 飯山市総務部税務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)  |
| 9. 規則第9条第2項の適用   |  |
| 適用した理由   | [ ]適用した  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年3月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年3月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |   |
|--|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢>     | 1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           | [ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |           | [ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                               |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |                     |   |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------|---------------------|---|

|       |  |
|-------|--|
| 判断の根拠 | 個人情報の取り扱いをする際は、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。 |
|-------|--|

|                      |  |   |               |
|----------------------|--|---|---------------|
| 9. 監査                |  |   |               |
| 実施の有無                | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検   | [      ] 内部監査   | [      ] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発     |  |   |               |
| 従業者に対する教育・啓発         | [      十分に行っている      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |               |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 |  | [      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する  |               |
| 最も優先度が高いと考えられる対策     | <p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul> |   |               |
| 当該対策は十分か【再掲】         | [      十分である      ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul> |               |
| 判断の根拠                | 個人情報の取り扱いをする際は、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。   |   |               |

变更箇所